第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２９年（フ）第４８号
名古屋市中川区打中１丁目158番地　サンコーポ松竹106号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町富吉１丁目22番地　アピエス富吉　東棟407号
債務者　菊川たまみ
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５号
名古屋市中村区大秋町４丁目６番地の２　ＳＫＹ　Ａ　ＡＯＹＡＭＡ801
債務者　森　　愛
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８号
三重県津市河芸町上野1156番地１　メゾニティ21Ｂ棟101
債務者　一ノ木　徹
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目２番19号
債務者　新井美惠子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県豊岡市竹野町竹野2526番地の４
債務者　山本麻衣子（旧姓與倉）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列402番地１　津之国屋ハイツ201号
債務者　藤本　信恵
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
鳥取県米子市目久美町38番地５
債務者　渡邉　砂織
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１５８号
山口県下関市王司上町１丁目７番９号　アニューＪ　Ⅱ　101号、前住所福岡市博多区対馬小路７番17―101号
債務者　山本　春菜（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
愛媛県新居浜市又野１丁目９番40号
債務者　園部　寿千
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市山田町2510番地６（ウッドハイム201号）
債務者　宮内いずみ
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
沖縄県豊見城市字翁長656番地３
債務者　赤嶺　　賢
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２７３号
兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬166番地の180
債務者　**廣**本　正明
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
兵庫県明石市二見町東二見375番地の２　ロイヤルハセガワ302号
債務者　橋本　彩香
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県明石市鳥羽1516番地の２　第一丸岩荘102号、前住所千葉県習志野市実籾２丁目36番５―303号
債務者　山田　充子（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３号
佐賀県唐津市七山木浦994番地
債務者　中島　千鶴
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第６号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1222番地８　ベルセゾン204号
債務者　岡部　美則
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部